

ICEM/フロイデンベルグ グローバル協約

フロイデンベルグ社が経営権を行使している同社グループ内のすべての企業を代表するフロイデンベルググループ取締役会 ("フロイデングループ"),

及び

国際化学エネルギー鉱山一般労連 (ICEM)、並びに

鉱山化学エネルギー産業労働組合 ("IG BCE")は、

当該協約当事者間の協力に関し、以下の原則について合意するものであり、ただし、当該原則は世界各国において発効するものとする。

前文

当該協約は、(フロイデングループ内のすべての会社の長期的経済成果を基礎に)以下の事項を目的とする。:

- ・ 協力と社会的責任の推進
- ・ ソーシャルダイアログ (労使間の話し合い) 並びに情報の共有及び労使協議の強化
- ・ 履行義務がある労働安全衛生及び環境保全に関する基準及び必要な基準の厳守と継続的開発

当該協約は、フロイデンベルググループ取締役会と ICEM 及び ICEM 加盟組織の間において率直な情報交換を行うことを創り、それを当該企業内の労使関係の発展の重要な基盤とすることをこの主旨とする。

当該協約は、フロイデンベルググループがグループ内の従業員全員に対して誓約するソーシャルコミットメント (労使関係上の誓言) にその基礎を置く。

経済成果、ソーシャルレベル (労使関係上) の進展、と倫理上の基本原則

当該協約当事者は、フロイデンベルググループの長期的経済成果に視点据えた協力関係を基礎に、相互に協力し、雇用安定と社会正義を遂行し、と合意した。当該協約当事者は利害が相違する場合があっても、また、両者の利害が衝突する場合にも適正な対話を基盤に、相互にとって行可能な解決策を見出すために、共同して努力するものとする。

フロイデンベルググループの長期的経済成果を保証し、グループ内の従業員に対するソーシャルコミットメント (労使関係上の誓言) を履行するためには、企業のすべての機能、事業グループの着実な発展及び健全な成長が必要となる。

経営中枢、従業員及び彼らの代表間の信頼と協力、刷新及び柔軟な作業者組織が従業員の将来的成功の基盤であり、フロイデンベルググループの成功の基礎となる。

フロイデンベルグは倫理に反する業、あるいは非合法的な事業への参加関与を厳

しく批判する。また、原則として、いかなる兵器、あるいは兵^{④④④}に類し、戦争に使用される素材は製^{④④④}しないものとする。

労使関係 - 最低基準

従業員及びフロイデンベルググループ^{④④④}取締役会の関係は、相互尊重、相^{④④④}理解、相互信頼により特長づけられるものとする。協約当事者は共に、^{④④④}会及び職場における人権を支持する^{④④④}とをここに確認するものである。フロイデンベルググループは、これら^{④④④}最低基準を謳っている既存 ILO 条約及^{④④④}勧告をその指針とする。これらの指針には、特に以下の事項を禁止する^{④④④}約を含む。

- ・ ILO 条約 29 号並びに 105 号における定義^{④④④}による強制労働
- ・ ILO 条約 138 号における定義による児童^{④④④}働、

さらに、以下の事項を保証するこ^{④④④}を求める条約を含むものとする。

- ・ ILO 条約 100 号及び 111 号に従い、雇用機^{④④④}に関する均等機会及び均等待遇
- ・ ILO 条約 87 号及び 98 号に従い、結社の自由と基本的労働組合権の尊重の保障

労働者代表の役割と労働組合権

フロイデンベルググループの従業^{④④④}は、自分の意思に従い、自由に労働^{④④④}合に加入し、労働者の代表を選び、労働協約についての団体交渉におい^{④④④}自分たちの利益を代弁することがで^{④④④}るものとする。

従業員が労働組合を組織したいと^{④④④}え、労働組合の認知を申請する場合^{④④④}、いかなる場合においても、労使間の対話の中で良好な労使関係の発展^{④④④}めざす方策を探求するものとする。^{④④④}って、労働組合の組織化に対抗し、不公正や待遇や差別、あるいは罰則^{④④④}行わないものとする。このような考^{④④④}方に基付き、ILO 条約 135 号に謳われている職場代表、あるいは労働組合代^{④④④}に対する差別は禁止されるものとし^{④④④}。

エコロジー面における進展 - 労働安全衛生及び環境保全

環境及び天然資源の持続可能な保^{④④④}は、フロイデンベルググループが経^{④④④}方針の目的の一つとして上げている事項である。フロイデンベルググループ^{④④④}及びその家族の株主は、事業活動^{④④④}行うすべての州、国並びにコミュニティにおいて環境を保護し、責任あ^{④④④}企業人であることを誓言するもので^{④④④}る。フロイデンベルググループ及びその家族の株主は、あらゆる方策を^{④④④}じ、職場の安全及び製品の安全を保^{④④④}するものである。

柔軟性、労働組織の新しい形態

フロイデンベルググループと ICEM 及び IG BCE は互いに、雇用機会の保障のため^{④④④}必要となるフロイデンベルググループの長期的かつ持続可能な経済成果^{④④④}グループ内の個々の事業グループの^{④④④}際競争性と世界市場における自社の位置を維持、実証する能力に

左右さ^①②^③ることについて合意するものである^④⑤⑥柔軟で効率的かつ消費者志向の労働組織形態の導入についてコンセンサ^⑦⑧⑨に到達するため、現地レベル及び国^⑩⑪⑫レベルにおいてあらゆる努力を行うものとする。その実施にあたっては^⑬⑭⑮常に、従業員のニーズについて配慮^⑯⑰⑱るとともに、現地の多様性を尊重するものとする。

結語

当該協約の履行状況について、ま^①②③、協約に関連する問題について互い^④⑤⑥情報を交換し、意見・経験を交換するために、年一回協議するものとする^⑦⑧⑨。当該協議には協約履行状況のモニ^⑩⑪⑫ターを含むものとする。当該協議の参加者はフロイデンベルググループの^⑬⑭⑮事担当取締役専務、ICEM 書記局から 1^⑯⑰⑱、IGBEC 国際局長とする。労使関係発^⑲⑳㉑、労働安全衛生及び環境保全の改善^㉒㉓㉔その他特に支援する価値がある事項についての良い事例は、その他の事^㉕㉖㉗所での協力関係においても活用でき^㉘㉙㉚ものとして、当該対話のテーマとすることができる。

協約当事者両者は、争議あるいは^①②③該協約違反の場合、いかなる場合に^④⑤⑥いても、共通の解決策を求めて、互いに直接連絡接触することをここに^⑦⑧⑨言するものである。

ICEM はその加盟組織に対し当該協約^①②③合意に達した旨、通知すると共に、フロイデンベルググループ取締役会^④⑤⑥当該協約についてグループ内の各事^⑦⑧⑨グループ経営中枢に対し通知するものとする。

当該協約は両協約当事者の調印を^①②③って発効し、発効期限は 2001 年 12 月 31^④⑤⑥までとする。当該協約の基本精神は^⑦⑧⑨効期限の延長とさらなる進展である。

当該協約は本来、ドイツ語協約文^①②③調印し、施行もドイツ語文をその根^④⑤⑥とする。当該言語協約文とドイツ語 協約文の間に矛盾がある場合には、^⑦⑧⑨イツ語協約文を有効とする。

2000 年 8 月 18 日、ワインハイムにて

フロイデンベルグ & Co.
取締役会

国際化学エネルギー鉱山一般労連 (I CEM)

鉱山化学エネルギー産業労働組合